

斐川町商工会報

《発行》

斐川町商工会

〒699-0505 出雲市斐川町上庄原 1749-3

TEL:0853-72-0674 FAX:0853-72-0765

URL:<http://hikawa.shoko-shimane.or.jp/>

E-mail:hikawa@shoko-shimane.or.jp

第54回通常総代会が開催されました

5月13日午後3時から、商工会館大ホールで第54回の通常総代会が開催されました。

委任状出席を含めて88名の出席の中、出雲市長、池田県議会議員他、多数の来賓をお迎えし、盛大に開催しました。



昨年9月に就任した長岡新会長はあいさつで、改めて商工会の役割の大きさを認識するとともに、商工会の課題も見え、商工会の改革を訴えました。来賓からは、斐川町は県内で人口が増加している数少ない地域なので、商工業者の皆さんに奮起していただきたい。そのために商工会が果たす役割は今後ますます重要になってくると思われるので頑張ってくださいと期待を述べられました。



その後、議長に伊波野の山崎文夫氏を選任し、7つの議案が審議承認され、規約の一部改正では、①会費基準の改正、②記帳代行手数料の改正、③労働保険事務組合手数料の改正案が説明されました。会費基準の改正については多くの意見がありましたが、財政基盤強化のためには必要であると承認されました。また、記帳代行手数料はこれまで一律だった料金を、きちんと提出して頂けると安くなるような料金体系とし、労働保険事務組合手数料は、会員外利用者にはより割高な料金を設定することを主な目的に改正しましたが、いずれも承認されました。

また、今年になって小規模企業支援法が閣議決定され、多くの支援メニューが出来たことでこれを活用される企業が急増しています。支援メニューを活用していただくことが商工会加入の最大のメリットとなりますので、このことを多くの皆さまに実感して頂くために商工会は巡回や情報発信を強化します。また、商工会加入のメリットを実感して頂いた皆さまには、未加入事業所へ勧誘して頂き会員の増強につなげたいと思います。

また、会員増強のため新規加入を募って頂いた方には1万円の報奨金を支払うことも承認されましたので、是非ご協力頂きますようお願いいたします。

商工会報が変わりました！

平成26年度は、5月、7月、9月、11月、1月、3月に発行します！
内容についてのご質問やご意見があればお気軽にご連絡ください。

★HPもぜひご覧ください★

『斐川町商工会』で検索！



ご存知ですか！

～ 印紙税について ～

平成26年4月より印紙の非課税範囲が拡大されました。領収書の受取書については記載された受取金額が3万円未満のものが非課税でしたが改正により5万円未満のものとなりました。



今年度の受講生は、例年に比べ人数が多く、活気があり、グループ討議を行う際は初日から各グループで活発な意見が飛び交いました。時に未熟さが表れ、講師の先生から厳しい指摘を受けても「成長したい」気持ちから悔しさを見せ、必死に努力し、厳しい言葉にも正面から向き合いました。

平成26年度新入社員研修 *****

4月8日から10日の3日間の日程で県立青少年の家「サンレイク」において開催しました。本年度は10事業所から総勢18名の参加があり、ピークリエイトの松下香寿美先生を講師に招き、社会人としての心構え、適切なコミュニケーション、挨拶等接客マナーといった社会人としての基本を学びました。

3日間を通し、受講生の中にも「仲間」意識が芽生え、交流の意味でも良い研修となりました。今後、各受講生が企業に帰り、ここで学んだこと、感じた気持ちを大切に企業の発展、地域の発展に繋がるよう成長を重ねていただけたらと願っています。



経営のお困りごとに専門家を派遣します！

「経営計画書作成」「新商品開発」「HP作成」「債権管理」「顧客管理・分析」「情報活用」「店舗レイアウト」「売り場陳列」「POP・チラシ」「メニュー開発」etc.
お困りごとがあれば一緒に考えてみませんか！商工会では、意欲のある会員企業に対し、より高度なお手伝いをするために専門家派遣制度を設けています。費用は不要！お困りごとがあれば、お話を聞きにお伺いします！※派遣には条件があります。

接客マナーをもう一度学びたいな。



イメージに合ったパッケージデザインを提案します。



「ジョイメイトしまね」はご存知ですか！

月会費 1,000 円で従業員の手厚い福利厚生をサポートできる制度です！国・県・市町村がバックアップしており、健康診断補助や格安旅行ツアー、慶弔給付金、指定店で割引サービス等が受けられます！商工会で加入手続きができます！

このほりが目印です！探してみよう！



「しまねっこ」の商標使用料が無料になります！（当分の間）

今年7月から、島根のゆるキャラ「しまねっこ」の商標使用料が島根県内にある企業・団体等にかぎり無料になります！ゆるきゃらグランプリ第10位(2013年)と大人気のしまねっこ♪ぜひ、ご活用ください！

(注) 使用する場合は、島根県観光連盟へ「使用許諾申請」の届出が必要です。
興味がある方は「しまねっこの部屋。」を検索！

<http://www.kankou-shimane.com/shimanekko/use/index.html>

「ご縁の国しまね」キャッチコピーロゴマークが無償で使用できます！

商品や景品につけることはもちろん、観光誘客を目的としたパンフレット・ポスター・チラシ・名刺等を作成される場合にご利用いただけます！ぜひ、ご活用ください！

(注) 使用する場合は、島根県観光振興課へ事前の届出が必要です。

興味がある方は「島根県観光振興課HP」をご覧ください！

http://www.pref.shimane.lg.jp/kanko/shimane_goen/goen_catch.html

※左記以外の種類もありますので、詳しくは『ご縁の国しまね』キャッチコピーロゴマーク使用マニュアル」をご覧ください。

運は一瞬、縁は一生。

やっば、運より縁でしょう。ご縁の国しまね



ご縁の国しまね